

第20回 議会改革特別委員会会議概要

○ 日 時 平成26年11月18日（火）午後3時3分～午後4時42分

○ 場 所 第1委員会室

○ 出席委員 松島 洋 印南 宏 西垣一郎
江原俊光 水野友貴 日暮俊一

- 議題 1. パブリックコメントの意見に対する協議について
2. 逐条解説について
3. 我孫子市議会議会報告会等実施要綱（案）について
4. その他

○ 協議事項

(1) 平成26年10月1日から10月31日まで実施した議会基本条例（案）に対するパブリックコメントについて、いただいた意見に対する議会の考え方を協議し、以下のとおり決定された。

- ・ 68件あった「市民の定義」に関する意見（主な意見として「市民の定義」の条項がないため、「外国人も参加できる条例」になっている。「市民を定義しないのであれば、条文から市民という記載をすべて削除し、住民とすべき」など）に対しては、『1. 本条例は市民に責務を課すものではないこと』、『市民を定義づけることにより、市民を固定してしまうおそれがあること』の理由により、市民の定義はしないこととし、前文の逐条解説に『市民とは』という説明を追加することとした。
- ・ 36件あった「市民参加」に関する意見（主な意見として「市民が議員と同じテーブルで議論できる」「市民参加できる者は、20歳以上で日本国籍のあるものに限定すべき」など）に対しては、「第5条で、議会が市民の意見を聴く機会として、地方自治法で規定されている公聴会・参考人制度を活用することとしているが、公聴会・参考人制度は、重要な議案や請願、事務に関する調査のため、必要に応じて、利害関係者などの意見を議会が求める制度で、議員から質疑することはできるが、公述人や参考人から議員に質問することはできず、いずれも出席した市民が議員と同じテーブルで議論できるものではないことから、第5条『市民参加』の記載内容については、これまでどおりとする」こととした。
- ・ 50件あった「最高規範」に関する意見（主な意見として「憲法や地方自治法違反である」など）に対しては、「本条例は、議会及び議員の活動に関する原則、責務等を定めており、議会や議員が取り組む基本的な姿勢を明記したものであり、我孫子市議会が所管する条例や規則の中での最高規範性を明らかにするため、この条例を『我孫子市議会における最高規範』とした。地方

公共団体が制定する条例は、当然の事項として日本国憲法や地方自治法といった上位法を超えるものではないが、誤解を招かぬよう『前文』と『第23条』の『議会における最高規範』を『議会における規範』と変更し、逐条解説に『議会における規範』としての説明を追加することとした。

- ・ 1件あった「政務活動費・倫理」に関する意見（「この条例を最高規範とするならば、内容を充実させ、より慎重に議論すべきである。特に政務活動費・倫理規定は、より詳細な文言を織り込むべき」という意見）については、「政務活動費については、第19条に記載している「我孫子市議会政務活動費の交付に関する条例」に用途基準や透明性の確保など詳細が定められていることから、議会基本条例には詳細を記載しないこととする。倫理規定については、基本的な倫理基準を第20条で記載しており、また、第24条に記載のとおり、条例制定後も適宜、検証を行い、必要な部分については改正を含めて適切な措置を講じていくことから、第19条「政務活動費」、第20条の「議員の政治倫理」の記載内容については、これまでどおりとする」こととした。
- ・ 1件あった「前文」に関する意見（「絶えざる自己変革を」という記載を「時宜に応じた自己変革」、「時代の要請に応じた自己変革」といった表現が望ましいという意見）については、「前文において、『社会環境の変化に適切に対応し、持続可能な自治体として発展していくために』議会は絶えざる自己変革を行っていかねばならない、としており、自己変革そのものが目的になるものではないことから、「前文」については、これまでどおりとする」こととした。
- ・ 20件あった「第2条」に関する意見（主な意見として、第2条に「議会は、独任制である市長及びその他執行機関に対して適切な監視及び評価を行うこと」「議会は、意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うこと」などの条項を設けることなど）については、「第11条第2項において『議会は、市長等が予算を適切に執行しているか監視し、評価を行うものとする』と規定していることや、議会の権限など地方自治法に規定されている内容については改めて議会基本条例には記載しないことから、「第2条」の記載についてはこれまでどおりとする」こととした。
- ・ 11件あった「議員定数」に関する意見（議員定数は、公聴会や参考人制度等を活用して市民の意見を聞くとしているが、条文に「議会の監視機能、調査機能及び政策立案機能の確保を考慮する」についても明確に規定・付加すべきである、という意見）については、「議員定数の検討に際しては様々な事柄を考慮して議論される必要があることから、第21条では議員定数の検討手法について記載しているため、「議員定数」に関する記載は、これまでどおりとする」こととした。
- ・ 10件あった「会派」に関する意見（主な意見として「会派に関する規定」を条例に規定すべきである）については、「我孫子市議会では、『我孫子市議会会派規程』を定めているため、再度、議会基本条例には記載しないこととする」とした。
- ・ 7件あった「条例反対」という趣旨の意見については、「本条例の必要性は、前文にも記載しているとおり、これまで我孫子市議会は、議会運営の活性化

と開かれた議会を目指し、議会改革に取り組んできたが、社会環境の変化に適切に対応し、我孫子市が持続可能な自治体として発展していくためには、議会機能を充実させ議会の活性化をより一層進めることが必要であることから、『議会基本条例』を制定するものである」とした。

- ・ 1件あった「条例賛成」という趣旨の意見については、「我孫子市議会は、議会運営の活性化と開かれた議会を目指し、議会改革に取り組んできたが、社会環境の変化に適切に対応し、我孫子市が持続可能な自治体として発展していくためには、議会機能を充実させ議会の活性化をより一層進めることが必要であることから、『議会基本条例』を制定するものである」とした。

(2) 逐条解説については、本日決定した事項について追加・修正を行うこととした。

(3) 我孫子市議会議会報告会等実施要綱（案）については、配付した資料のとおり了承をえた。

(4) 今後の予定については、本日決定した事項を修正した条例案を全議員に配付し、12月議会に上程することとした。上程の際の検討経過を含めた提案理由の説明は、委員長一任となった。また、本日協議したパブリックコメントでの意見に対する議会の考え方は、11月25日の週にホームページに掲載することとし、多少の文言の整理は委員長一任となった。